

通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を定める件（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を定める件</p> <p style="text-align: right;">昭和六十二年十一月十日 建設省告示第十九百一号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十五条の二第一項第八号の規定に基づき、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を次のように定める。</p> <p>主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口（床下の部分にあるものを除く。）は、次の各号に定める構造であるものとする。</p> <p>一～四 略</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、平成十二年 月 日から施行する。</p>	<p>通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造に関する基準</p> <p style="text-align: right;">昭和六十二年十一月十日 建設省告示第十九百一号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十五条の二第一項第八号の規定に基づき、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造に関する基準を次のように定める。</p> <p>主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口（床下の部分にあるものを除く。）の構造は、次の各号に定めるものであること。</p> <p>一～四 略</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、昭和六十二年十一月十六日から施行する。</p>